

月刊

# 登記情報

618 2013年5月号  
53巻/5号

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

法窓  
一言 司法書士法改正10年振り返って  
小川秀樹

## 特集 司法書士法人・土地家屋調査士法人制度10年の歩み

- ① 司法書士法人の現状と展望 鈴木龍介
- ② 土地家屋調査士法人の現状と展望 大岩正澄
- ③ 座談会 士業法人事務所運営をめぐる諸問題  
佐藤良雄／田垣伸治／本郷孔洋／山口 毅／山田晃久

新連載 債権法改正と司法書士実務への影響〔第1回〕総論 関根和夫  
特定商取引に関する法律の一部改正(訪問購入に関する規制導入)の概要 宮井 彩／金子絵美

(ダイジェスト版)商業登記法コンメンタール(5) 山本浩司

司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～  
第5回 “名変登記”のポイント 初瀬智彦／小口文隆／浦田 融

誌上講義 涉外協会員による涉外登記実務入門講座  
〔第7回〕涉外不動産登記における「失踪宣告」 内尾葉子  
涉外不動産・フィリピン等 山北英仁

〔第9回〕実践コンプライアンス入門講座 ～セクシャルハラスメントへの対応 熊谷真喜

すぐに使える 債権回収業務基礎講座  
〔第6回・完〕強制執行と事件終結について 北詰健太郎

### 登記実務からの考察

【権利登記】長期間放置された仮差押えの登記の抹消 恒川照美

BOOK REVIEW 「わかる!民法改正」(日本司法書士会連合会編) 藤澤治奈

話題 第3期認定研修実施のご案内 一般社団法人日本財産管理協会

坂道をゆく 〔第5回〕葵坂 小林昭彦

最近の土地境界確定判決を散策する(第19回) 山口智啓

### 成年後見人ノート

苦情が笑顔に変わるまで 萩野照美

供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第31回)

電子納付による供託の成立時について 杉山典子

逐条解説不動産登記事務取扱手続準則(20) 済田秀治／板谷秀継／熊谷 卓

### 商業登記掲示板

### 裁判実務フォーラム

### 通達・回答 不動産登記

○平25・1・8民二第2号 ○平24・12・14民二第3486号 ○平24・11・15民二第3111号

○平24・9・3民二第2284号 ○平24・7・25民二第1906号



一般社団法人  
金融財政事情研究会

# 1 司法書士法人の現状と展望

司法書士法人鈴木事務所 鈴木龍介

平成15年4月1日に司法書士法人制度が誕生して、今年で10年を迎える。

制度創設以降の司法書士法人数の推移を見てみると、年々増加傾向にある。これは、司法書士自身が法人化のメリットを感じているとともに、依頼者側にも司法書士法人に対するニーズが存在するものと評価できよう。

そのような中、本稿では、司法書士法人制度について、今一度、整理をし、検討をしてみたいと思う。なお、本稿は読者として司法書士（法人）を想定したものであることから、前提となる説明等が若干不足している部分もあると思われるが、紙幅の関係で割愛したことをご了承いただきたい。また、本稿における意見や評価の部分は、もとより筆者の個人的見解であるが、現行の法令や運用等をいたずらに批判することを目的とするものではなく、僭越ながら制度の更なる発展のための検討・議論の契機になることを企図したものである。私見についての誤解や失当には、厳しいご叱責をいただければと思う。

## I 司法書士法人制度の背景と意義

平成13年3月30日閣議決定された「規制改革推進3か年計画」において、国民の資格者に対する複雑で多様なニーズに応えるために、資格者による継続的かつ安定的なサービスを提供するための法人制度を検討することとされた。それを受けたかたちで、司法書士法の改正（平成14年5月7日法律33号、平成15年4月1日施行／以下、「改正法」という）がなされ（注1）、司法書士法人制度の運用が始まった。

司法書士法人は、いわゆる登記等の本来業務（司法書士法3条1項1号から5号）を行うために設立される法人であり、定款に定めることにより簡裁訴訟代理等関係業務（司法書士法3

条1項6号から8号）並びに、いわゆる財産管理業務（注2）（司法書士法施行規則31条1号）及び後見人等関係業務（司法書士法施行規則31条2号）を行うことができるものとされている。

改正法の立案担当者は、司法書士が法人となることについて、以下のようなメリットを挙げている（注3）（注4）。

### ① 法人格

- a) 個人財産と事業財産との明確な区分
- b) 法人名義の契約による事業運営基盤の強化

### ② 共同化

- a) 分業化・専門化による業務の質の向上
- b) 担当司法書士の事故の場合等における業務の安定的供給

（注1）改正法の内容については、大竹聖一「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の概要」（本誌490号12頁～）に詳しい。

（注2）司法書士（法人）が行う財産管理業務については、「特集 司法書士と財産管理業務の展望」（本誌616号7頁～）を併せて参照されたい。

（注3）小林昭彦＝河合芳光『注釈司法書士法〔第3版〕』265頁（テイハン、2007年）

（注4）その他の法人化することのメリットとして、複数拠点展開が可能となる従たる事務所が設けられる点や、実効税率等の税務上の点が挙げられよう。

c) 複数社員の無限責任による賠償能力の強化

## II 司法書士法人の概要

### 1 現況

司法書士法人は、平成24年時点の主たる事務所ベースで458法人を数える。

司法書士法人は、複数の司法書士の存在が前提であり、いわゆる勤務司法書士が所属している場合を考慮すると、相当数の司法書士が司法書士法人に参画、関与しているものと推測することができる。

【図表1 司法書士（法人）会員数の推移】

年次	司法書士	司法書士法人（注）
平成16年	17,667	72
平成17年	17,735	107
平成18年	18,059	157
平成19年	18,451	219
平成20年	18,877	278
平成21年	19,302	345
平成22年	19,766	381
平成23年	20,313	434
平成24年	20,670	458

(注) 司法書士法人については主たる事務所ベースの数

他の資格者についても、司法書士法人と同様に法人制度が認められている。

各資格者法人制度を比較してみると、特筆す

【図表2 各資格者法人制度の比較】

	司法書士法人	弁護士法人	税理士法人	土地家屋調査士法人	社会保険労務士法人	行政書士法人
制度施行日	平成15年4月1日	平成14年4月1日	平成14年4月1日	平成15年8月1日	平成15年4月1日	平成16年8月1日
設立	準則主義	準則主義	準則主義	準則主義	準則主義	準則主義
一人法人	不可	可	不可	不可	不可	不可
社員の責任	無限連帯	原則、無限連帯 （※1）	無限連帯	無限連帯	無限連帯	無限連帯
競業避止	あり	原則、あり （※2）	あり	あり	あり	あり
法人数（※3）	458	581	2366	207	417	217

（※1）特定事件について「指定社員」のみが責任を負うものとすることができる（弁護士法30条の14・30条の15第4項）。

（※2）他の社員の承諾により競業避止義務を免除することができる（弁護士法30条の19第2項）。

（※3）平成24年現在の主たる事務所ベースの数である。

（注5）司法書士法施行規則の内容については、江原健志ほか「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行等に伴う政省令の整備の概要」（本誌505号4頁～）に詳しい。

（注6）同通知の内容については、田中普「司法書士法の一部改正に伴う法人登記事務の取扱いについて」（本誌503号40頁～）に詳しい。

べきは、税理士法人の数の多さと、弁護士法人において“一人法人”、“社員無限責任の特則”、“競業避止の特則”が認められていることが挙げられる。

### 2 法令等

司法書士法人に関する実体的規律は、「司法書士法」の「第5章 司法書士法人（26条～46条）」で設立・組織・運営・管理等について、一括して規定されている。それらの規律の多くは、「会社法」のうち持分会社の規定が準用されている（司法書士法46条）。

司法書士法の省令として「司法書士法施行規則」（注5）が制定されており、司法書士法人に関しては業務範囲や帳簿の整備等が規定されている。

司法書士法人の登記については、司法書士法で登記すべき場合を規定している以外の具体的な登記事項の細目を「組合等登記令」に委任している（司法書士法31条1項）。なお、改正法の施行に伴う司法書士法人に関する法人登記について、「司法書士法の一部改正に伴う法人登記事務の取扱いについて」（平成15年4月1日民商891号商事課長通知）が発出されている（注6）。

司法書士法人の税務については、会社と同様に「法人税法」の適用があり、税率などの取扱

いも会社と特段の違いはない。

### 3 設立

司法書士法人の設立の際には、社員となる2人以上の司法書士が共同して定款を作成することになる（司法書士法32条1項）。

司法書士法人の定款には、社員の出資に関する事項を定めなければならないとされており（司法書士法32条3項5号）、具体的には出資の目的と額（又は評価の標準）を記載しなければならない。そもそも社員には法人への出資が義務付けられているが（司法書士法46条2項／会社法582条準用）、出資の目的は金銭等の有体財産に限定されず、労務や信用も認められる。ただし、出資の額は、損益分配や残余財産分配の基準となることから（司法書士法46条2項・3項／会社法622条・666条準用）、具体的な金額に換算できるかたちで記載する必要がある。

司法書士法人の定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じないとされるが（司法書士法32条2項／会社法30条1項準用）、司法書士という限られた者が社員となり当該社員が無限連帯責任を負うことや、定款の認証を不要とする持分会社の規律を考慮すると、定款に認証を必要とすることには疑問が残る。

司法書士法人は、会社や他の資格者法人と同様に、設立登記をすることによって成立するという準則主義を採用している（司法書士法33条）。

### 4 運営

司法書士法人は、各社員が業務を執行し（司法書士法36条1項）、代表権を有する（司法書士法37条1項）のが原則である。特定の社員に代表権を付与することは認められるが（司法書士法37条1項ただし書）、業務執行権を有しない社員というのは認められない。

司法書士法人の業務執行の意思決定は、原則

として、社員の過半数で決することになるが、定款の定めにより出資額の割合に応じるとすることも可能であると解されている（注7）。

### 5 解散

司法書士法人は、総社員の同意等の解散事由（司法書士法44条1項各号）の発生のほかに、社員が1人になってから6ヶ月以内に、社員の補充ができない場合には解散するとされる（司法書士法44条2項）。この場合には、総社員の同意により解散する場合と異なり、社員が清算人を選任することはできず、裁判所が清算人を選任することになる（司法書士法46条3項／会社法647条3項準用）。

## III 司法書士法人の課題

司法書士法人制度に関する具体的な課題としては、次のようなものが挙げられよう。なお、司法書士法人のマネジメントに関する課題（注8）については、紙幅の関係から本稿では言及しないこととする。

### 1 競業避止

司法書士法人の社員には競業避止義務が課せられている（司法書士法42条）。これは、司法書士法人の公益性を考慮したものであり、他の社員の承諾があったとしても免除することはできない。

競業避止義務それ自体は当然の規律であると思われるが、実務的には解散・清算の局面で大きな問題としてクローズアップされる。例えば、AとBが社員であるX司法書士法人が総社員の同意により解散するとともにBが退社した場合には、残存するAが清算人（注9）となり、清算活動を行うことになろう。この場合、社員であるAには競業避止義務が課せられることになり、別の司法書士法人の社員となることや、

（注7）前掲・小林ほか注釈311頁

（注8）司法書士法人のマネジメントに関する課題については、山口毅「司法書士法人のマネジメント」（本誌587号17頁～）を併せて参照されたい。

（注9）清算人として社員以外の司法書士を選任することも可能であるが、現実的には引き受け手は少ないと思われる。

個人の司法書士として司法書士業務を行うことはできないということになる。

## 2 後見人等関係業務

### ① 後見人等の解任

後見人・保佐人・補助人・任意後見人及びそれらの監督人（以下、総称して「後見人等」という）の職を解任された場合には、当該後見人等以外においても欠格事由に該当することになる（民法847条2号・民法852条・876条の2第2項・876条の3第2項・876条の7第2項・876条の8第2項、任意後見契約に関する法律4条1項3号イ・7条4項／以上、民法847条2号準用）。

解任に相当する行為を行った者が欠格事由に該当することは当然であるものの、これを司法書士法人にあてはめてみると大きな問題となる場合がある。例えば、Y司法書士法人が後見人に就任している場合、当該後見人の職務の実質担当者である社員Cの不行跡により後見人を解任されたときには、社員Dが実質担当者である別の後見人等においても欠格事由に該当し、当然に職を失すことになる。理論的には司法書士法人内の相互監視が機能しなかった結果であり、やむを得ないということになるようにも思われるが、被後見人等に大きな影響を及ぼすことは必至であろう。

### ② 競業避止への抵触

司法書士法人が、後見人等関係業務（司法書士法施行規則31条2号）を行うには、当該業務を行うことを目的として定款に定める必要がある。その定めがある司法書士法人の社員司法書士が個人の司法書士として後見人等関係業務を行うことは、競業避止に抵触することになる（司法書士法42条）。

したがって、後見人等関係業務を行っている個人の司法書士が、当該業務を行うことを目的に定めた司法書士法人の社員となる場合には、個人の司法書士として受任している後見人等に関して、いったん辞任し、あらためて司法書士法人を選任しなおす等の必要がある。その場

合、後見人等関係業務の性質上、辞任と選任の間にブランクが生じることがないようにしなければならない。なお、任意後見契約の受任者となっている場合には、契約を締結しなおす必要があるが、すでに契約の効力が発生し、あらためて契約を締結することが困難なときには、法定後見等に移行せざるを得なくなり、当初の任意後見契約の目的を達成できないという事態も想定される。

### ③ リーガルサポートとの関係

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という）においては、司法書士法人も社員（正会員）になることができる（リーガルサポート定款5条1項1号）。ただし、司法書士法人がリーガルサポートの社員（正会員）になるには、司法書士法人の社員である個人の司法書士の半数以上がリーガルサポートの社員（正会員）にならなければならないとされる（リーガルサポート定款6条）。

例えば、EとFを社員とするZ司法書士法人がリーガルサポートの社員（正会員）にならうとする場合には、EとFの両名がリーガルサポートの社員（正会員）とならなければならぬことになる。仮にFが後見人等関係業務を実質的に担当しない場合であっても同様ということになり、司法書士法人のメリットとされる分業化による業務の質の向上を阻害する要因の1つにもなる。

## 3 社員

### ① 無限連帯責任

司法書士法人の債務については、社員である司法書士が無限連帯責任を負う（司法書士法38条1項・2項）。

例えば、大規模な司法書士法人の場合には、良し悪しは別として、社員1人1人が司法書士法人のすべての業務を把握することは事実上不可能であると思われる。もちろん他の社員の業務についての監視・監督責任があることを否定するところではないが、近年、益々重く、かつ

複雑になっている司法書士の注意義務を考慮すると、極端にいえば他の社員の署の上げ下ろしにまで気を配らなければならないということになる。この問題については、原始社員はまだしも、あらたに社員となろうとする者にとっては相当な負担になっているであろうことは想像に難くない。

### ② 一人法人

司法書士法人は、2人以上の司法書士が社員となる必要がある（司法書士法28条1項・32条1項・44条2項）。弁護士法人と異なり、いわゆる“一人法人”は認められていない。弁護士事務所の場合には、1人の経営者弁護士が複数の勤務弁護士を雇用するという形態が多くみられ、当該事務所形態においても法人化のニーズが強いことが考慮されたものであり、司法書士事務所の場合には、そのような事務所形態は少ないためであると説明されている（注10）。

一方で、司法書士法人において、社員である司法書士が1人となり、6か月の間に社員を補充できない場合には解散するという（司法書士法44条2項）、いわゆる解散リスクに対する不安は小さくない。また、法人格を得ることによる個人財産と事業財産との明確な区分や法人主義の契約による事業運営基盤の強化という司法書士法人化のメリットは、一人法人の場合にもあてはまるものといえよう。

以上の点を踏まえると、一人法人の潜在的ニーズは相当程度あり、選択肢の1つとして参考してもよいように思われる。

## 4 懲戒

昨今、懲戒に関する問題については、司法書士法人に限らず、司法書士の大きな関心事である。

司法書士法人も当然に懲戒の対象となるが（司法書士法48条）、個人の司法書士との大きな違いとしては、業務の一部の停止という処分が設けられている点が挙げられる（司法書士法48

条1項2号）。業務の一部停止には、複数の事務所の中で特定の事務所の業務を停止する場合と簡裁訴訟代理等関係業務のみを停止する場合とがあり、その双方が組み合わさるケースも考えられる。

司法書士法人の懲戒処分の範囲は、多岐に渡ることが考えられる。まず、司法書士個人としては、当該処分対象行為を直接行った司法書士と監督者である社員司法書士が対象になりうる（司法書士法47条）。司法書士法人としては、前述のとおり全部の事務所と一部の事務所とが対象になりうる。さらに全部の業務と簡裁訴訟代理等関係業務のみの停止がありうる。

それらの明確な基準については、少なくとも筆者は知見を有しない。結果として、懲戒処分に対し必要以上に過剰に反応てしまっているという現実は否定できない。

## IV 終わりに～司法書士法人制度の展望～

司法書士は、そもそも個人に与えられた資格であり、それを前提とした規律やルールが司法書士法人と不適合・不整合が生じてしまうことは、やむを得ないところではある。

一方、司法書士全体からみた司法書士法人をマイノリティと位置付けることは、もはやできない。司法書士法人に直接的に関与する者は当然として、そうでない司法書士も含めて、司法書士法人制度と真摯に対峙し、検討や議論をすることが、司法書士界全体の発展につながるものと考える。

最後になるが、筆者らは、司法書士法人制度の改善と健全な発展を図ることを目的に「全国司法書士法人連絡協議会（注11）」（略称「法人協」）を立ち上げ、活動しているところであり、同会へのご理解とご協力を併せてお願いする次第である。  
(すずき りゅうすけ)

(注10) 前掲・小林ほか注釈297頁（黒川弘務『Q & A 弁護士法人法』43頁（商事法務、2002年））

(注11) 法人協ホームページ <http://houjinkyou.com/>